

令和8年度

## 特定健診・高齢者健診・がん検診の 申込み受付が始まります

### 病気は待ってけません!

あなたが受診を迷っている間に、病気は進行しています。年齢が高くなるほど、疾病のリスクは増大します。皆さん自身が健康であるために、1年に1回は健診を受診しましょう。

### 健診申込チラシを確認!

“令和8年度各種健診の申込について”のチラシを配布しています。健診日程、対象年齢、申込方法など詳しい内容については、チラシをご確認ください。

#### ① 集団健診 ※送迎を希望する方は、下の日程と送迎地区をご覧ください。

健診(検診)項目	日程	送迎地区
特定健診・高齢者健診・胸部・胃がん・大腸がん・ 前立腺がん・肝炎ウイルス・胃がんリスク検査 ●実施場所 総合ふれあいセンター ●受付時間 8:30~10:00	5月30日(土)	立川・大杉・天坪方面
	5月31日(日)	西峰・豊永・東豊永・東部方面
	7月26日(日)	

令和8年度に集団検診で実施する婦人がん検診は『乳がん検診』です。

検診項目	日程	実施場所	受付時間
乳がん検診	9月30日(水)	東豊永公民館	9:00~11:30
		総合ふれあいセンター	13:30~16:00
	10月1日(木)	総合ふれあいセンター	9:00~11:30
		大豊町役場	13:30~16:00
10月3日(土)	大豊町役場	9:00~11:30	

#### ② 個別健診

健診(検診)項目	受診期間
特定健診・高齢者健診	令和8年5月~令和9年3月末
胸部レントゲン検診(町内医療機関のみ)	令和8年5月~令和9年2月末
大腸がん検診(町内医療機関のみ)	
婦人がん検診	
胃内視鏡検診(自己負担3,000円)	

個別健診についても、申込みはがきを使って申込みできます。ただし、受診の予約などについては、受診する医療機関にお問い合わせください。各種健診・がん検診は、お電話で申込みすることも可能です。受診期間中であれば、随時、個別健診用の受診券を発行いたします。

問い合わせ先 地域福祉課 健康づくり班

## 水道に関する手続き

### 開栓

新たに水道を使用する場合は、早めに手続きをしてください。

### 中止

転出などにより水道の使用を中止する場合は、早めに手続きをしてください。

中止の手続きがない場合、水道料金の請求が続きますのでご注意ください。

### 名義変更

水道の名義人が、転出や死亡などの理由でなくなった場合は、名義変更の手続きをしてください。

問い合わせ先 住民生活課 環境水道班 澤

## 住所異動の手続き

入学・就職・転勤などによる引越して住所を異動される方は、正確な住所の届け出をお願いします。

マイナンバーカードをお持ちの方は、最新の住所を記載する必要があります。引越し先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、手続きを行ってください。また、「転出届」については、マイナポータルを通じてオンラインで提出することも可能です。



引越し手続について(マイナポータル)  
[https://myna.go.jp/html/moving\\_oss.html](https://myna.go.jp/html/moving_oss.html)

問い合わせ先 住民生活課 保険窓口班  
 吉田・田岡

## 大豊町会計年度 任用職員登録者の 募集について

大豊町では、令和8年度の会計年度任用職員登録者を募集します。「会計年度任用職員登録者」とは、それぞれの部署において、行政事務などを補助していただける方、定型的業務を行っていただける方などを名簿に登録しておき、必要な業務に応じて雇用させていただくものです。

なお、この登録については、雇用をお約束するものではありませんので、ご了承ください。

詳細については、大豊町ホームページもしくは役場総務課、窓口センター(総合ふれあいセンター)にて、ご確認ください。

### 受付期間

令和8年3月10日(火)まで  
 午前8時30分~午後5時15分  
 (土、日は除く)

問い合わせ先 総務課 前田

## 墓地、埋葬等について

お墓を建てる時には許可が必要です。たとえ自分の土地であっても、「墓地」以外のところに埋葬またはお墓(納骨堂)を建てることはできません。

### 墓地(納骨堂)などの許可について

一般に納骨堂といわれている家族の納骨形式のものは、「墓地」として許可を受けなければなりません。個人で納骨堂を作る場合であっても「墓地」の経営にあたり、「墓地、埋葬等に関する法律」および「高知県墓地、埋葬等に関する法律施行条例」により、中央東福祉保健所長の許可が必要です。

墓地(納骨堂)の予定地が農地の場合は、農業委員会へ農地転用の許可手続きも必要になります。他に、隣接地所有者等の承諾など「墓地」を設置する場合にはさまざまな手続きが想定されますので、計画がある方は、事前にご相談ください。

### 改葬許可について

一度埋葬したご遺骨やお墓を、他の場所に移すことを「改葬」といいます。

改葬を行うには改葬許可申請を提出して、許可を得てからでないと移すことができません。申請する場合は、移転先の墓地利用許可証が必要です。

問い合わせ先 住民生活課 環境水道班 宇賀